

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 6 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

行動援護従業者養成研修の受講状況等調査について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

令和元年7月9日付事務連絡「行動援護従業者養成研修の受講状況等調査について（調査予告）」において、ご連絡いたしました。が、行動援護のサービス提供責任者及び行動援護のサービス従業者要件に係る経過措置については、令和3年3月31日までとなっています。

つきましては、経過措置の対象者について、行動援護従業者養成研修の受講状況等を下記のとおり、把握させていただきたいと思っておりますので、管内の指定行動援護事業所（対象となる事業所は令和元年12月に行動援護のサービス提供を行ったところ）の令和2年1月1日時点の状況を調査票にとりまとめの上、ご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、都道府県におかれましては、居宅介護職員初任者研修等の実施状況の調査も行いますので、併せてご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 実施方法

- ①都道府県、指定都市及び中核市（以下、「都道府県等」という。）は令和2年1月1日時点の管内の指定行動援護事業所に「別紙1 事業所用調査票」をメールで送信する。
- ②指定行動事業所は「別紙2 事業所用調査票」を記入して都道府県等に返信する。
- ③都道府県等は指定行動援護事業所から返信された「別紙1 事業所用調査票」のうち、集計シートデータを「別紙2 都道府県市用報告票」の報告票シートにすべて貼り付けし、回答のあった事業所数を「別紙2 都道府県市用報告票」の回収率シートに入力する。
- ④都道府県等は作成した「別紙2 都道府県市用報告票」を国に提出する。
併せて、都道府県においては、「別紙3 都道府県調査票」を記入して国に提出す

る。

2 送付ファイル

別紙2 都道府県市用報告票

別紙3 都道府県調査票 ※都道府県のみ

3 提出期日 令和2年3月13日（金）

4 提出方法 送付ファイルを厚生労働省障害福祉課 訪問サービス係
あてメール（mail:houmon@mhlw.go.jp）で提出

（参考）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（一部抜粋）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（一部抜粋）

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係（小板橋、藤江）
T E L : 03-5253-1111（内線：3092）

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（一部抜粋）

第一 （略）

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項

1. 通則 （略）

2. 介護給付費

(1)～(3) （略）

(4) 行動援護サービス費

①～③ （略）

④ 所定単位数等の取扱いについて

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に一年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、**初任者研修課程修了者等^{※1}であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に二年以上の従事経験を有する者にあつては、平成三十三年三月三十一日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。**

※1 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第538号）（一部抜粋）

一 介護福祉士

二 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第二号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者（以下「実務者研修修了者」という。）

三 居宅介護職員初任者研修（障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する障害者等という。）の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われ

る研修であって、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第七十一号）別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

八 平成二十五年三月三十一日において現に居宅介護職員初任者研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三 平成二十五年三月三十一日において現に居宅介護職員初任者研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成二十五年四月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十九 平成十八年三月三十一日において現に身体障害者居宅介護等事業（法附則第三十四條の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四條の二第六項に規定する身体障害者居宅介護等事業をいう。）、知的障害者居宅介護等事業（法附則第五十一條の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四條第七項に規定する知的障害者居宅介護等事業をいう。）又は児童居宅介護等事業（法附則第二十五條の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の二第七項に規定する児童居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（一部抜粋）
第一・第二 （略）

第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

1 人員に関する基準

(1) ~ (6) （略）

(7) 指定行動援護事業所の取扱い

① （略）

② サービス提供責任者の資格要件

指定行動援護事業所のサービス提供責任者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて三年に換算して認定するものとする。（ただし、平成三十三年三月三十一日までの間に限り、（２）の②のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に五年以上従事した経験を有することで足りるものとする。）